

# 駐車場配置適正化区域の活用について

令和2年1月27日

長野県 松本市  
都市政策課 岩渕 省

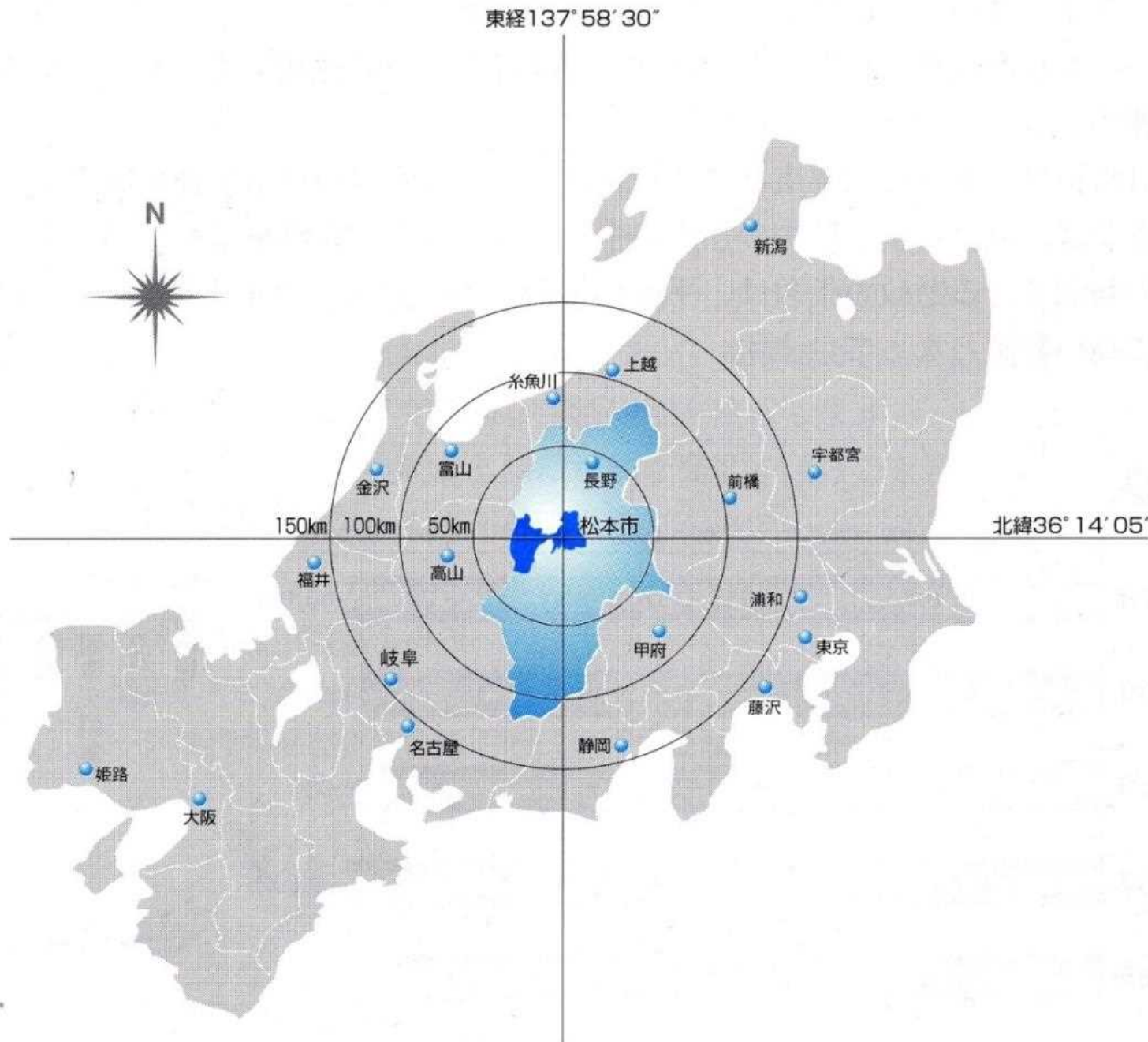


# 内 容

- 1 松本市の概要
- 2 駐車場政策の主な経過
- 3 駐車場配置適正化の背景と目的
  - (1) 上位計画との関わり
  - (2) 松本城を中心としたまちづくり
  - (3) 住民が主体となったまちづくり
- 4 駐車場配置の適正化
  - (1) 現状
  - (2) 区域の設定と配置等基準
- 5 今後の取組み

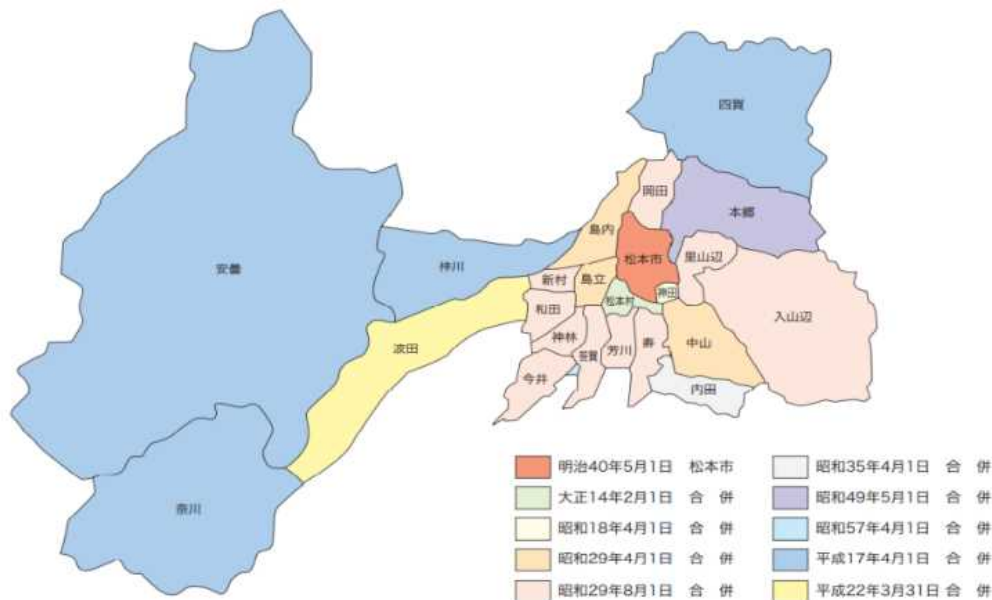


# 1 松本市の概要



- 面積
  - 978.47km<sup>2</sup>
  - 都市計画区域30,191ha
  - 市街化区域 4,008ha
  - 市街化調整区域26,183ha
- 広さ
  - 東西 52.2km
  - 南北 41.3km
- 標高
  - 592.21m (松本市役所)
- 人口
  - 243,293人
- アクセス
  - JRで
    - 新宿から2時間30分
    - 名古屋から2時間
  - 飛行機で
    - 札幌から90分
    - 神戸から65分
    - 福岡から95分

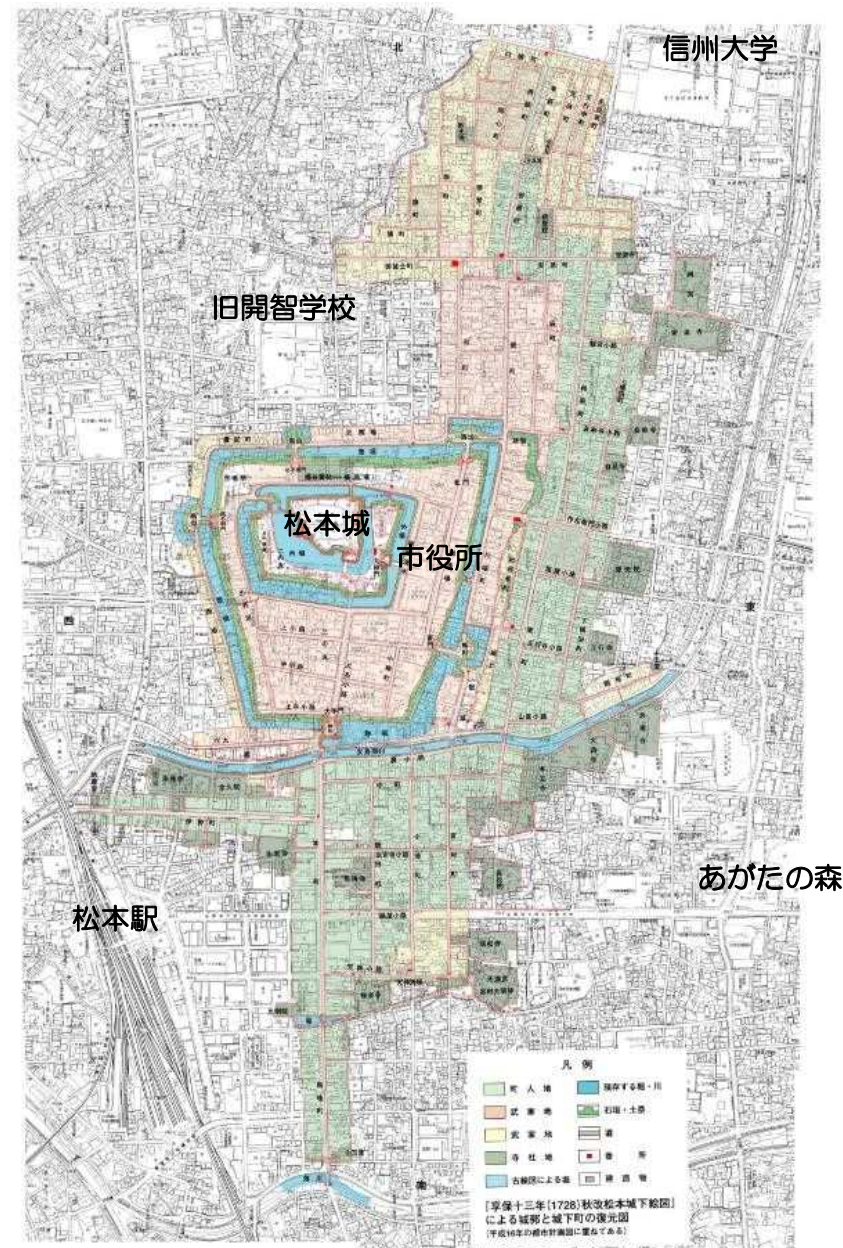




- 平安時代初期 信濃の国府がおかれる。
- 文禄年間 松本城の天守閣が石川数正・康長父子により築城(約400年前)。
- 江戸時代 松本藩六万石の城下として栄える。
- 明治 4年11月 筑摩県となり、県庁が置かれる。
- 明治 9年 8月 筑摩県、長野県と合併。
- 明治 22年 4月 町制施行、松本町となる。
- 明治 40年 5月 全国で61番目の市制施行。松本市となる。
- 昭和29年4月・8月 隣村13ヶ村(※1)を合併。
- 昭和39年 3月 新産業都市に指定(松本諏訪地区)。
- 昭和49年 5月 本郷村を合併。
- 平成11年 2月 1日 松本広域連合発足(全国で18番目)。
- 平成12年11月 1日 特例市に指定。
- 平成17年 4月 1日 四賀村、安曇村、奈川村、梓川村を合併。
- 平成22年 3月 31日 波田町を合併。

※1 13ヶ村：島内村、中山村、島立村、新村、和田村、神林村、笹賀村、寿村、芳川村、岡田村、入山辺村、里山辺村、今井村

## 現在の市街地と城下町



## 三ガク都（岳都、学都、楽都）



上高地



セイジオザワ・松本・フェスティバル



旧開智学校校舎（R2. 9国宝指定）



### H 7. 1 駐車場施設整備に関する基本計画を策定

- 観光都市としてのまちづくり
- 市街地の商業活性化
- 駐車場整備地区（H8、約114ha）を決定  
新たな公共駐車場整備、駐車場案内システム導入

### H 28. 4 松本市総合交通戦略 （松本市次世代交通政策実行計画）を策定

- 自動車に過度に依存しないまちづくり
- 公共交通利用と歩行者を優先する施策
- 駐車場の適正化に向けた制度の検討  
パークアンドライド機能の充実

### H 29. 3 松本市立地適正化計画を策定

### H 31. 3 松本市立地適正化計画を一部改定

- 駐車場配置適正化区域、配置等基準を設定



## (1) 上位計画との関わり

○松本市総合計画〈基本構想2020〉（H23.3策定）

将来都市像 「健康寿命延伸都市・松本」

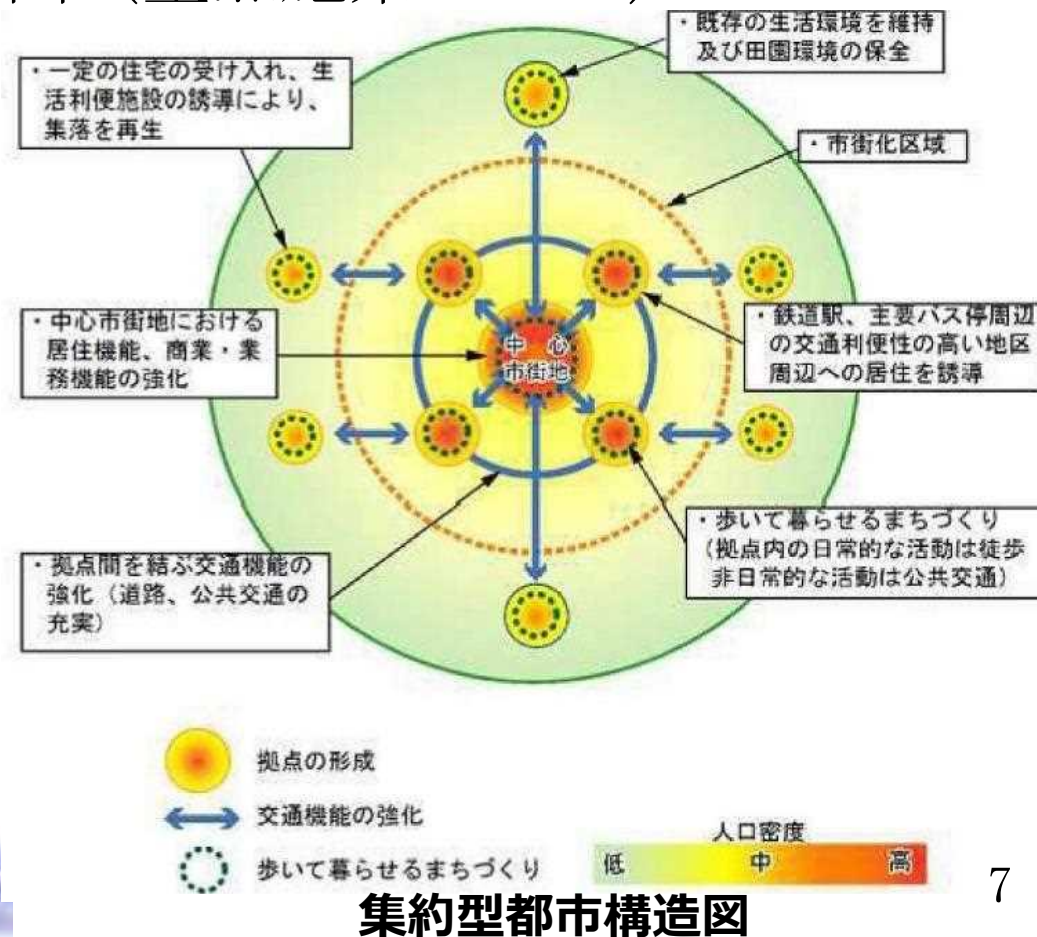
○地方創生総合戦略（H27.10策定）

→コンパクトな都市と賑わいの創出（重点施策の一つ）

○松本市都市計画マスタープラン  
（H22策定、H25.3一部改定）

→集約型都市構造の実現

中心市街地では歩行者や  
自転車利用者の優先に配慮  
した交通環境の改善

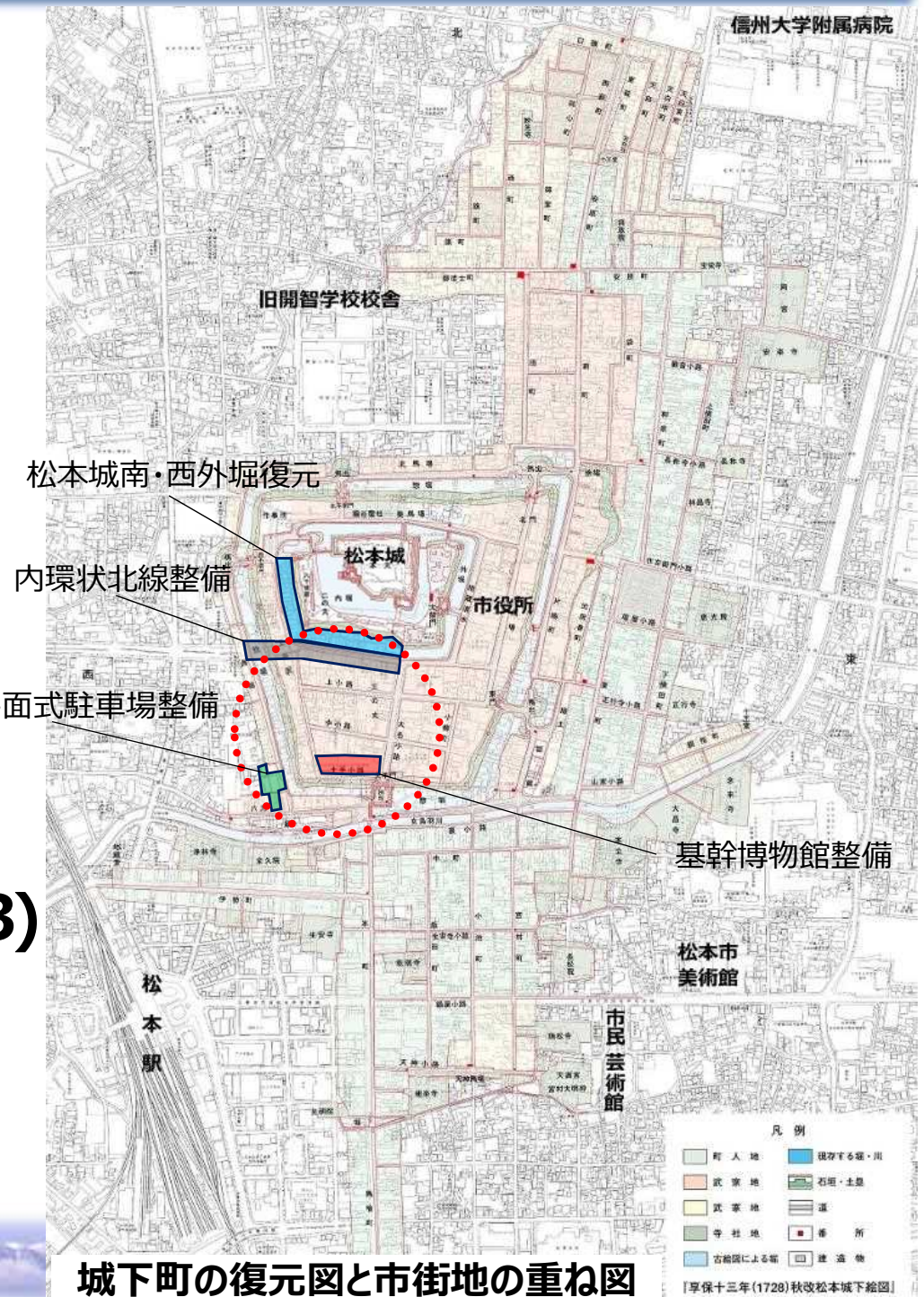


## (2) 松本城を中心としたまちづくり

- 松本城南・西外堀復元
  - (都)内環状北線整備
  - 松本市基幹博物館整備
  - 松本城大手門平面式駐車場整備など
- 自動車や歩行者の流れが大きく  
変化すると予想
- 一体的に魅力的なまちづくり  
の必要性を地域で共有

### 松本城三の丸整備基本方針を策定(H27.3)

- ・自動車の乗り入れを極力制限
- ・歩行移動を促すオープンスペース確保、通り・小路の高質化



城下町の復元図と市街地の重ね図





○松本城南・西外堀復元と(都)内環状北線整備

東側上空からの眺め



事業着手前



将来イメージ

○松本市基幹博物館整備



R2.3着工→R5開館予定

○松本城大手門平面式駐車場整備



H30.11供用開始  
美しく生きる。

### (3) 住民が主体となったまちづくり

○まちづくり協定（地区の景観・まち並みの形成）

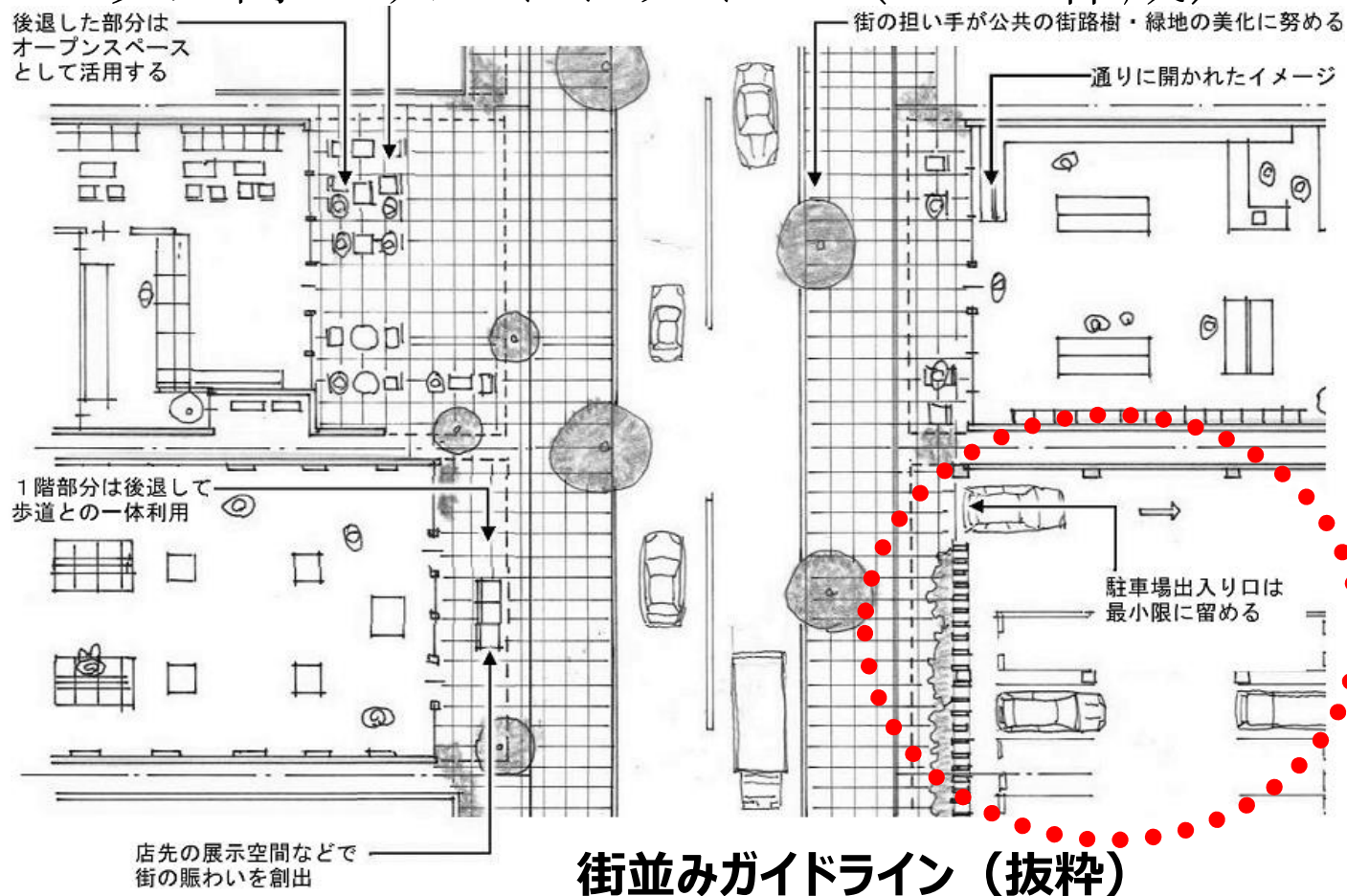
お城周辺地区第2ブロックまちづくり協定（H28.4締結）

お城周辺地区第2ブロック街並みガイドライン（H30.3作成）

→駐車場のあり方を重要な要素の一つとして共通認識

・ 駐車場の配置や出入口などへの構造的な配慮

・ 道路側に生垣等を配置することによる街並みへの配慮など



街並みガイドライン（抜粋）

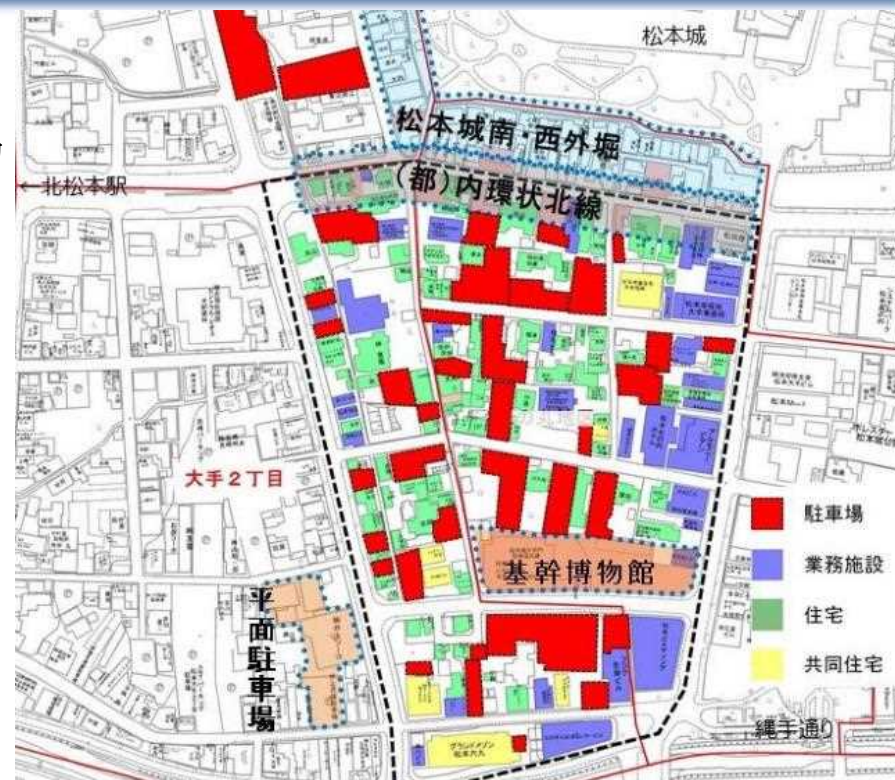
美しく生きる。

# 4 駐車場配置の適正化

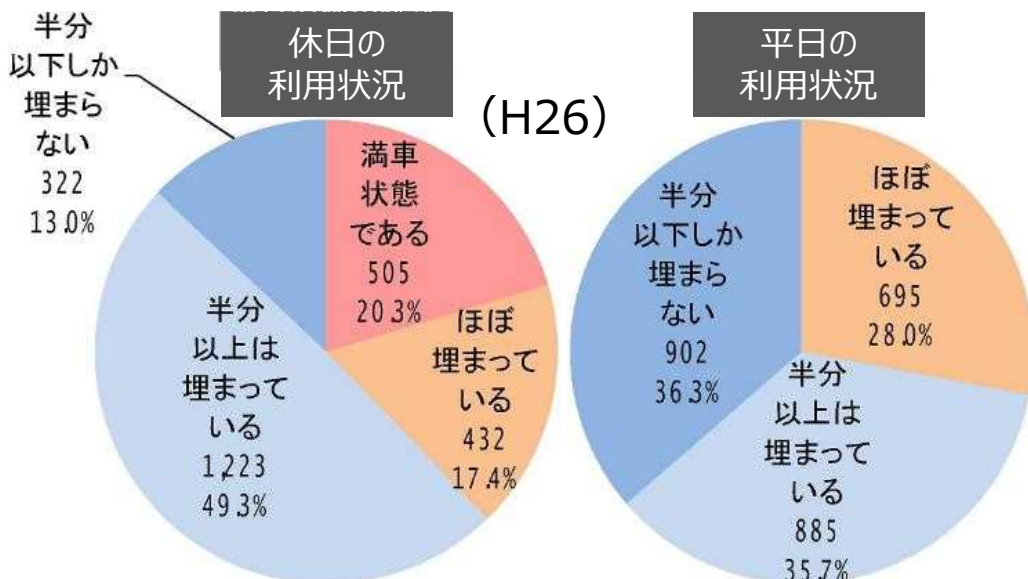
## (1) 現状

- 中心市街地の駐車場供給量に余力
- 路外駐車場（コインパーキング等）や月極駐車場は増加
- まちなかの歩行者数は増加傾向

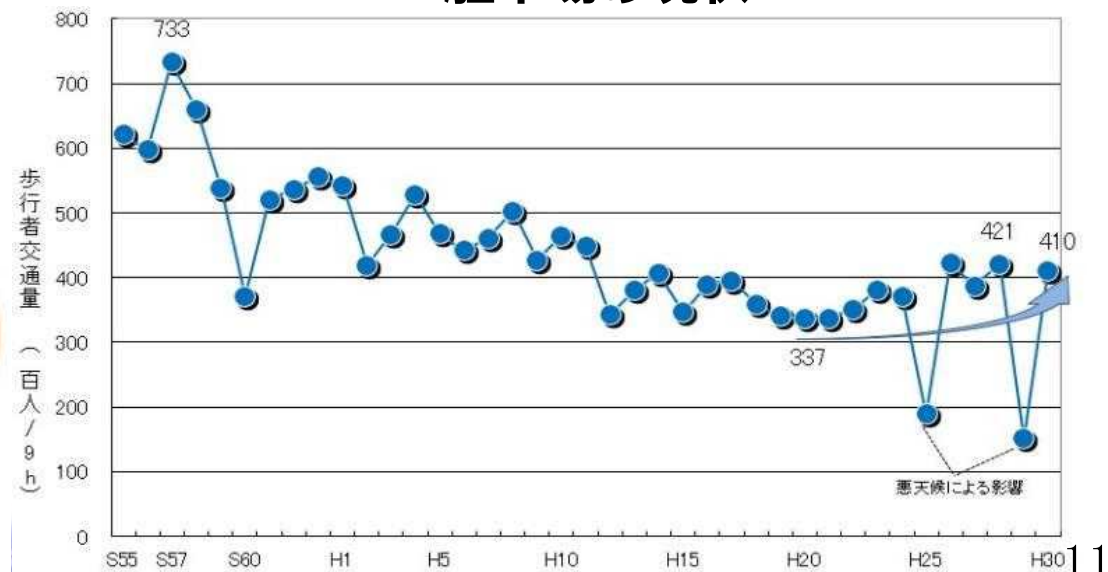
- ・ 駐車場の適正な配置を誘導
- ・ 歩行者と自動車の錯そを減らして回遊性を向上



駐車場の現状



路外駐車場アンケート



まちなかの歩行者数

## (2) 区域の設定

○都市機能流動区域内の区域であって、歩行者の移動上の利便性を図るべき区域（都市再生特別措置法の一部改正）

→松本市立地適正化計画（H29.3）で定めた都市機能誘導区域を対象として検討

→住民が主体となって、駐車場配置等のルールを定めた松本城三の丸地区「お城周辺地区第2ブロック」を対象



松本市立地適正化計画の一改正（H31.3）

居住誘導区域等の設定にあわせて、駐車場配置適正化区域を設定



# お城周辺地区第2ブロックまちづくり協定の範囲（約11.6ha）



## (3) 配置等基準

○配置等基準の考え方

→無秩序に路外駐車場が増加することを抑制

→歩行者の安全性、まちなみ景観に配慮したまちづくり

条例制定による届出制度の運用

配置等基準に基づき出入口や構造等を規定

駐車場の種類 駐車場の規模 (駐車のために供する部分の面積)	路外駐車場 (駐車場法第2条第2号)	
	有料駐車場	無料駐車場
~30㎡		
30㎡~500㎡	特定路外駐車場 (松本市条例)	
500㎡~	届出駐車場 (駐車場法第12条)	

### 路外駐車場配置等基準の考え方

- 新たに届出が必要なもの
- 従来から届出が必要であったもの

### 届出対象 (案)

(一般公共の用に供する路外駐車場のうち、条例で定める規模 (30㎡) 以上を対象)

	内容
対象規模	駐車場法に基づき届出が必要な路外駐車場(駐車のために供される部分の面積が500平方メートル以上)未満の路外駐車場も届出等の対象とする。
配置基準	<p>まちづくり協定等に即して、以下の配置基準等を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの来街者が回遊する通りや、暮らしを中心とした地区の細街路などには、駐車場の出入口を設置しない。</li> <li>・個々の駐車マスへ道路から直接の入出庫がされないように入出口の集約を行う。(ハーモニカ構造の禁止)</li> <li>・駐車場の道路に面する部分には生垣などを設け、まちとの調和を図る。</li> </ul>



## 5 今後の取組み

### (1) 条例制定

- R元年度末までに条例骨子（案）のパブリックコメントを予定
- R2年度に条例制定を予定

### (2) 効果を検証

- 設定した駐車場配置適正化区域は、都市機能誘導区域の約1%
- 特色を生かしたまちづくりに向けて、効果を検証し、実効性を向上

### (3) まちづくりと交通政策との連携

- 過度に自動車に頼ることなく、徒歩や自転車などで日常的な用事を済ませられるまちづくりを推進



御清聴ありがとうございました

